

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則を制定するに当たり、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項ただし書の規定による教育長の臨時代理により、令和6年3月29日に決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和6年4月10日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤岡謙一

西宮市教育委員会規則第10号

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則（昭和36年度西宮市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

付則第18項の表を次のように改める。

職務の級	定額
1級	6,300円。ただし、1号給5,580円、2号給5,629円、3号給5,679円、4号給5,728円、5号給5,778円、6号給5,836円、7号給5,895円、8号給5,953円、9号給6,007円、10号給6,075円、11号給6,138円、12号給6,201円、13号給6,264円
2級	7,800円。ただし、1号給6,093円、2号給6,160円、3号給6,223円、4号給6,295円、5号給6,358円、6号給6,426円、7号給6,493円、8号給6,556円、9号給6,628円、10号給

	6, 705円、11号給6, 777円、12号給6, 844円、13号給6, 921円、14号給6, 975円、15号給7, 020円、16号給7, 069円、17号給7, 123円、18号給7, 164円、19号給7, 200円、20号給7, 240円、21号給7, 294円、22号給7, 348円、23号給7, 402円、24号給7, 452円、25号給7, 501円、26号給7, 564円、27号給7, 623円、28号給7, 681円、29号給7, 735円
--	---

付則第20項中「同年12月31日までの間」を「同年3月31日までの間」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

特別支援教育調整額の定額表

教育職給料表(1)適用者の定額

職務の級	定額
1級	9,000円。ただし、1号給7, 974円、2号給8, 041円、3号給8, 113円、4号給8, 181円、5号給8, 253円、6号給8, 338円、7号給8, 419円、8号給8, 505円、9号給8, 581円、10号給8, 676円、11号給8, 766円、12号給8, 856円、13号給8, 946円
2級	11,100円。ただし、1号給8, 703円、2号給8, 797円、3号給8, 892円、4号給8, 991円、5号給9, 085円、6号給9, 180円、7号給9, 274円、8号給9, 369円、9号給9, 468円、10号給9, 576円、11号給9, 679円、12号給9, 778円、13号給9, 886円、14号給9, 963円、15号給10, 030円、16号給10, 098円、17号給10, 174円、18号給10, 233円、19号給10, 287円、20号給10, 345円、21号給10, 422円、22号給10, 498円、23号給10, 575円、24号給10, 647円、25号

	給10,714円、26号給10,804円、27号給10,890円、28号給10,975円、29号給11,052円
--	--

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

本市の厳しい財政状況に鑑み、局長級の管理職手当について減額を令和6年1月1日より行ってきたが、管理職手当の減額については同年3月31日までとし、同年4月1日から同年12月31日までは、給料月額で減額を行うため。

また、令和5年度給与改定に伴い、特別支援教育調整額の金額を改定するため。

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則

改 正 案		現 行	
付 則 (略)		付 則 (略)	
18 当分の間、給与条例附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、次の表のとおりとする。		18 当分の間、給与条例附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、次の表のとおりとする。	
職務の級	定額	職務の級	定額
1級	6,300円。ただし、1号給 <u>5,580円</u> 、2号給 <u>5,629円</u> 、3号給 <u>5,679円</u> 、4号給 <u>5,728円</u> 、5号給 <u>5,778円</u> 、6号給 <u>5,836円</u> 、7号給 <u>5,895円</u> 、8号給 <u>5,953円</u> 、9号給 <u>6,007円</u> 、10号給 <u>6,075円</u> 、11号給 <u>6,138円</u> 、12号給 <u>6,201円</u> 、13号給 <u>6,264円</u>	1級	6,300円。ただし、1号給 <u>5,179円</u> 、2号給 <u>5,224円</u> 、3号給 <u>5,274円</u> 、4号給 <u>5,319円</u> 、5号給 <u>5,373円</u> 、6号給 <u>5,431円</u> 、7号給 <u>5,485円</u> 、8号給 <u>5,544円</u> 、9号給 <u>5,598円</u> 、10号給 <u>5,665円</u> 、11号給 <u>5,728円</u> 、12号給 <u>5,787円</u> 、13号給 <u>5,845円</u> 、14号給 <u>5,913円</u> 、15号給 <u>5,980円</u> 、16号給 <u>6,043円</u> 、17号給 <u>6,115円</u> 、18号給 <u>6,187円</u> 、19号給 <u>6,264円</u>
2級	7,800円。ただし、1号給 <u>6,093円</u> 、2号給 <u>6,160円</u> 、3号給 <u>6,223円</u> 、4号給 <u>6,295円</u> 、5号給 <u>6,358円</u> 、6号給 <u>6,426円</u> 、7号給 <u>6,493円</u> 、8号給 <u>6,556円</u> 、9号給 <u>6,628円</u> 、10号給 <u>6,705円</u> 、11号給 <u>6,777円</u> 、12号給 <u>6,844円</u> 、13号給 <u>6,921円</u> 、14号給 <u>6,975円</u> 、15号給 <u>7,020円</u> 、16号給 <u>7,069円</u> 、17号給 <u>7,123円</u> 、18号給 <u>7,164円</u> 、19号給 <u>7,200円</u> 、20号給 <u>7,240円</u> 、21号給 <u>7,294円</u> 、22号給 <u>7,348円</u> 、23号給 <u>7,402円</u> 、24号給 <u>7,452円</u> 、25号給 <u>7,501円</u> 、26号給 <u>7,564円</u> 、27号給 <u>7,623円</u> 、28号給 <u>7,681円</u> 、29号給 <u>7,735円</u>	2級	7,800円。ただし、1号給 <u>5,674円</u> 、2号給 <u>5,742円</u> 、3号給 <u>5,809円</u> 、4号給 <u>5,877円</u> 、5号給 <u>5,940円</u> 、6号給 <u>6,003円</u> 、7号給 <u>6,070円</u> 、8号給 <u>6,138円</u> 、9号給 <u>6,205円</u> 、10号給 <u>6,286円</u> 、11号給 <u>6,367円</u> 、12号給 <u>6,453円</u> 、13号給 <u>6,534円</u> 、14号給 <u>6,588円</u> 、15号給 <u>6,637円</u> 、16号給 <u>6,691円</u> 、17号給 <u>6,745円</u> 、18号給 <u>6,799円</u> 、19号給 <u>6,853円</u> 、20号給 <u>6,903円</u> 、21号給 <u>6,957円</u> 、22号給 <u>7,020円</u> 、23号給 <u>7,078円</u> 、24号給 <u>7,137円</u> 、25号給 <u>7,186円</u> 、26号給 <u>7,249円</u> 、27号給 <u>7,312円</u> 、28号給 <u>7,375円</u> 、29号給 <u>7,429円</u> 、30号給 <u>7,515円</u> 、31号給 <u>7,600円</u> 、32号給 <u>7,686円</u> 、33号給 <u>7,767円</u>
(略)		(略)	

20 令和6年1月1日から同年3月31日までの間、別表第3の規定の適用については、同表Aの項中「107,000円」とあるのは、「64,200円」とする。

(略)

別表第2（第4条関係）

特別支援教育調整額の定額表

教育職給料表(1)適用者の定額

職務の級	定額
1級	9,000円。ただし、1号給7,974円、2号給8,041円、3号給8,113円、4号給8,181円、5号給8,253円、6号給8,338円、7号給8,419円、8号給8,505円、9号給8,581円、10号給8,676円、11号給8,766円、12号給8,856円、13号給8,946円
2級	11,100円。ただし、1号給8,703円、2号給8,797円、3号給8,892円、4号給8,991円、5号給9,085円、6号給9,180円、7号給9,274円、8号給9,369円、9号給9,468円、10号給9,576円、11号給9,679円、12号給9,778円、13号給9,886円、14号給9,963円、15号給10,030円、16号給10,098円、17号給10,174円、18号給10,233円、19号給10,287円、20号給10,345円、21号給10,422円、22号給10,498円、23号給10,575円、24号給10,647円、25号給10,714円、26号給10,804円、27号給10,890円、28号給10,975円、29号給11,052円

20 令和6年1月1日から同年12月31日までの間、別表第3の規定の適用については、同表Aの項中「107,000円」とあるのは、「64,200円」とする。

(略)

別表第2（第4条関係）

特別支援教育調整額の定額表

教育職給料表(1)適用者の定額

職務の級	定額
1級	9,000円。ただし、1号給7,398円、2号給7,465円、3号給7,533円、4号給7,600円、5号給7,672円、6号給7,758円、7号給7,839円、8号給7,920円、9号給7,996円、10号給8,091円、11号給8,181円、12号給8,266円、13号給8,352円、14号給8,446円、15号給8,541円、16号給8,635円、17号給8,734円、18号給8,838円、19号給8,950円
2級	11,100円。ただし、1号給8,109円、2号給8,203円、3号給8,298円、4号給8,397円、5号給8,487円、6号給8,577円、7号給8,671円、8号給8,766円、9号給8,865円、10号給8,982円、11号給9,099円、12号給9,216円、13号給9,333円、14号給9,409円、15号給9,481円、16号給9,558円、17号給9,639円、18号給9,711円、19号給9,787円、20号給9,859円、21号給9,940円、22号給10,026円、23号給10,111円、24号給10,197円、25号給10,264円、26号給10,354円、27号給10,444円、28号給10,534円、29号給10,615円、30号給10,737円、31号給10,858円、32号給10,980円、33号給11,097円

別表第3（第5条関係）

管理職手当支給基準表

区分	支給範囲	支給額
A	行政職給料表7級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、教育次長、担当理事、理事の役職名を有するもの	107,000円
(略)		

(略)

別表第3（第5条関係）

管理職手当支給基準表

区分	支給範囲	支給額
A	行政職給料表7級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、教育次長、担当理事、理事の役職名を有するもの	107,000円
(略)		

(略)